

| | | | | | |
|--------|-------|------|------|-------|-------|
| 震災緊急対策 | 20706 | 応急復旧 | 地盤災害 | 複合的被害 | 応急仮復旧 |
|--------|-------|------|------|-------|-------|

■大規模地震においては応急本復旧の実施は周辺の被害状況を勘案して慎重に

大規模地震では地盤災害が広範に生じ、NN部局関連の施設・基盤も複合的な被害を受けるため、個別対象だけを取りだす復旧対応は手直しを生じるため避ける必要がある。基幹的な施設等では応急本復旧が選択されることがあるが、周辺との関連で手直しの必要性が生じた部分は災害復旧事業の対象とならず、市町村負担となる。周辺の関連施設・基盤の被害状況も勘案し、まずは応急仮復旧を選択するなどの慎重な対応を行う。

[解説]

1. 応急本復旧と他の災害復旧との不整合

国営農地総合開発事業・須川地区では、被災した農業用パイプラインの応急復旧を、当該年のイネの作付けに間に合わせるため、6月10日までの通水を目指して実施した。このとき、幹線はもとより支線・末端部分まで復旧作業の迅速化のため「応急本復旧」とした。

しかし、周辺の道路・農地基盤も沈下・隆起・崩壊等の変形を受けていた。このため、これらの本復旧を進める段階になって相互に不整合が生じ、パイプラインの支線・末端で修正工事が追加的に必要となった。

2. 応急本復旧後の手直し工事の負担は市町村

須川地区では、パイプラインの応急復旧時には、その後に追加工事が必要となることは想定していなかった。このとき、市町村担当者が戸惑ったのは、応急本復旧後に実施する追加的な手直し工事は災害復旧工事の対象とならないということであった。「本復旧」であるため、復旧は終了との制度上の位置づけであった。このため、追加的な手直し工事の費用負担は、一関市が単独事業ですることとなった。

3. まずは応急仮復旧として処理するのが柔軟な対応に繋がる

一関市が負担増に繋がる手直し工事費用の取り扱いに苦慮していたとき、災害査定官から制度上の取り扱いについて以下の3点の説明を受けた。

- ①大規模な地盤災害では、地形の変更を伴うため、個別施設だけが単独に被害を受けるのではなく、相互に関連している。
- ②応急本復旧部分については災害復旧事業が完了したと見なされ、再度の補助対象とはならない。
- ③大規模地震による地盤災害発生地区では、仮に本復旧的なものであっても、その後の手直しを予想して「応急仮復旧」として処理しておくことが、柔軟な対応に繋がる。

参考資料:阿部 功(2013):一関市におけるパイプライン被害、農村振興いわて 2013.1

| | | |
|--------|-------------------|-------------|
| 東日本大震災 | 作成年月日: 2016.05.17 | 執筆:有田・橋本・郷古 |
|--------|-------------------|-------------|